

佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月30日制定

(趣旨)

第1条 知事は、地域経済の持続的発展及び伝統産業の振興を後押しするため、令和3年8月豪雨により被災し、事業継続計画（BCP）等を作成した県内中小企業が行う事業継続力の強化のための設備投資について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) この要綱において「令和3年8月豪雨」とは、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和3年政令第279号）により指定された激甚災害をいう。

(2) この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。

(3) この要綱において「事業継続計画（BCP）等」とは、以下に掲げるいずれかに該当する計画をいう。

ア 「事業継続計画（BCP）」：事業者が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めた計画。

イ 「事業継続力強化計画」：中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画であって、経済産業大臣の認定を受けた計画。

(4) この要綱において「事業者支援機関」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所であって、佐賀県の区域の一部を地区とするものをいう。

(5) この要綱において「国指定伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき指定された伊万里・有田焼及び唐津焼をいう。

(6) この要綱において「県指定伝統的地場産品」とは、佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱（平成5年制定）に基づき指定された伝統的地場産品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件のすべてを満たす中

小企業とする。

- (1) 原則として、佐賀県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 令和3年8月豪雨により被災した者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号の料理店及び同項第5号のゲームセンターを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を目的とした施設・設備を対象としたものでないこと。
- (4) 事業継続計画（BCP）等を策定する事業者若しくは策定済の事業者
- (5) 「地域経済活性化分」については、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ア 被災前の市町から移転せずに事業を再開する者
 - イ 市町から同種の補助金（補助率8分の1以上）の交付決定を受けていること（又は、市町において同種の補助金の予算措置が行われていること）
- (6) 「伝統産業支援分」については、別表1から別表2に定める者であること

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（補助対象事業）

第4条 補助事業者が事業継続力の強化に向けた体制整備に取り組む事業で、水害に対する防災・減災のための設備投資を行う事業活動をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助対象経費及び補助率は別表3のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除く。
- 3 令和3年8月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費に

についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(事業計画書の提出)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり、別に定める事業計画書を県に提出しなければならない。

(事業計画の承認)

第7条 県は、前条に規定する事業計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、その承認を行うものとする。

(補助金交付申請)

第8条 前条の事業計画書の承認を受けた補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がない場合はこの限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)に基づき、県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、承認申請書(様式第2号の2)を知事に提出して、承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは

当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第 11 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 12 条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていない場合
- (2) 規則、要綱に違反した場合
- (3) 不正な申請をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(申請の取下げ)

第 13 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から 10 日以内とする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）10 日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 3 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、繰り下げることができる。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書等、支払いの事実が分かる書類の写し
- (4) 完成写真（図面がある場合は、図面を含む。）
- (5) 取得財産等管理台帳の写し
- (6) 事業継続計画（BCP）等（実施要領第 4 の 1 の規定に基づく事業計画認定申請時点で

既に提出している場合を除く。)

(7) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、規則 13 条の規定に基づき補助金の額の確定を行い、補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書（様式第 4 号の 1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。この場合、補助金概算払請求書（様式第 4 号の 2）を知事に提出しなければならない。

(申請手続き)

第 17 条 この要綱に基づく書類及び別に定める書類の提出は、事業者支援機関を通じて行うものとする。

(財産の管理及び処分)

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（様式第 5 号）を整え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、処分承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、当該取得財産等の処分等の適否等を補助事業者に回答するものとする。

4 前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表 1 の規定による耐用年数を経過している場合を除き、知事は、補助事業者にその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(収益納付)

第 19 条 知事は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施により、収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係) 国指定伝統的工芸品

産品名	対象事業者	団体
伊万里・有田焼	(1) 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造、卸売又は小売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合(登録商社を含む)、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	(1) 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造、卸売又は小売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会

(注 1) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和 4 年 2 月 9 日までに加入した事業者をいう。

別表 2（第 3 条関係）県指定伝統的地場産品

産品名	対象事業者（県内事業者に限る）	事業者・団体
鹿島錦	右項に掲げる団体	鹿島錦保存会
佐賀錦	同上	佐賀錦振興協議会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社
鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

（注）「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和 4 年 2 月 9 日までに加入した事業者をいう。

別表 3 (第 5 条関係)

項目	経費区分	補助対象経費	補助上限額・補助率
地域経済 活性化分	建設費 設備費	(1) 被災時の所在地で事業を継続する場 合 補助事業の遂行に必要な施設等の改 装等に要する経費。 補助事業の遂行に必要な機械装置等 の導入に要する経費。 上記に掲げるもののほか、知事が特 に必要と認める経費。	【補助上限額】 1,000 万円以内 ^{※1 ※2} 【補助率】 4 分の 1 以内
伝統産業 支援分		(2) 被災時の所在地から移転して事業を 継続する場合 補助事業の遂行に必要な施設等の建 築又は購入に要する経費。 補助事業の遂行に必要な機械装置等 の導入に要する経費。 上記に掲げるもののほか、知事が特 に必要と認める経費。	【補助上限額】 2,000 万円以内 ^{※1 ※2} 【補助率】 2 分の 1 以内

※ 1 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※ 2 「佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金（災害型）」の交付を受けている者については、当該補助金額と合算し、上記補助上限額を上限とする。

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業を実施したいので、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2. 事業者情報

別紙のとおり

3. 事業完了予定年月日 年 月 日

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業について、下記の理由により事業の内容又は経費の配分を変更し【金 円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

※ 変更後の収支予算書を添付すること。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀県地域経済・伝
統産業防災力強化支援事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規
則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績

(1) 事業実績（別紙1）

(2) 事業実績額

補助事業に要した経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支決算書（別紙2）

※ 第15条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

【個人情報の取扱いに関するご案内】
この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業実績

事業計画の名称			
申請者			
名 称			
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号	()	FAX 番号	()
メールアドレス			
事業実績の内容			
事業の 具体的な 実施内容			
実施時期	【事業実施期間】 年 月 日～ 年 月 日		
補助事業の 効果・成果	(補助事業の効果や成果について具体的に記載)		

別紙2

1. 収入の部(資金調達内訳)(単位:円)

区分	予算額	決算額	資金調達先
自己資金			
補助金			佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金(災害型)
			佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金
			市町の同種の補助金
借入金			
その他			
合計			

2. 支出の部(補助事業に要した経費)(単位:円)

(1) 佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金(災害型)

経費区分	内容	補助事業実績額		補助金算定額 ※千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (C)=B*2/3	補助金額 (D)
		補助事業に要した経費(税込) (A)	補助対象経費(税抜) (B)		
防災・減災のための取組					
合計			(E)		

(2) 佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金

ア. 地域経済活性化分

経費区分	内容	補助事業実績額		補助金算定額 ※千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (H)=J*1/4	補助金額 (I)
		補助事業に要した経費(税込) (F)	補助対象経費(税抜) (G)		
防災・減災のための取組					
合計			(J)※		

※(J) = (G) - ((D) × 3/2)

イ. 伝統産業支援分

経費区分	内容	補助事業実績額		補助金算定額 ※千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (M)=O*1/2	補助金額 (N)
		補助事業に要した経費(税込) (K)	補助対象経費(税抜) (L)		
防災・減災のための取組					
合計			(O)※		

※(O) = (L) - ((D) × 3/2)

県補助金額総計 [(D) + (I) 又は (N)]

- (注1) 「補助事業に要した経費」とは、当該事業を遂行するために必要となった経費をいう。
 (注2) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうち補助対象となる経費をいう。
 (注3) 「補助金算定額」には、「補助対象経費」に補助率を乗じた額を記入すること。
 (注4) 「補助金額」とは、「補助金算定額」の範囲内で補助金の交付を希望する額(千円未満切捨)をいう。
 (注5) 「県補助金額総計」には、「佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金(災害型)」と「佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金」の補助金合算額を記入すること。なお、上限額は下記のとおりとする。
 【上限額】 地域経済活性化分の場合・・・1,000万円 伝統産業支援分の場合・・・2,000万円
 (注6) 「ア. 地域経済活性化分」と「イ. 伝統産業支援分」の併用は不可のため、どちらか一方を記入すること。

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知があった 年度佐賀県地域経済・
伝統産業防災力強化支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規
則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円

振込銀行名	銀行		支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

(注) 精算払の場合の様式である。

【個人情報の取扱に関するご案内】
この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者名

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度佐賀県地域
経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金
等交付規則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により請
求します。

記

	請求額	金	円
内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

振込銀行名	銀行		支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

(注) 概算払で交付する場合の様式である。

<p>【個人情報の取扱いに関するご案内】 この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。 なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。</p>

様式第5号（第18条関係）

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日	保管場所	備考

- (注)・対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産。
- ・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
 - ・取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者名

財産処分承認申請書

年度佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分財産の写真・図面等 別添のとおり

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県地域経済・伝統産業防災力強化支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。